

司法書士きたつめの 企業法務ニュースレター

2010年9月号

留置権(いゅうちけん)

司法書士の北詰健太郎です。今月から紙面を刷新しました。

今回は留置権についてです。留置権とは、例えば修理事業者が修理を依頼されて仕事を完了したが、支払い時期になっても相手方が支払いをしてくれない場合、支払いがあるまでその修理物を自分のものに留めて置くことができる法定担保物権の一つです。

留置権には「民事留置権」と「商事留置権」があります。商事留置権のうち商人間の留置権(商法521条)は、商人間において、双方のために商行為となる行為によって生じた債権について成立します。

民事留置権との違いの一つに、**牽連性(けんれんせい)**の必要の有無があります。

民事留置権では、修理したものに関して発生した債権に基づいてしか、権利を行使することは出来ませんでした。商事留置権(特にここでは商人間の留置権)の場合は、債務者との双方向的な商行為によって手にしたものであれば、そのものに関して発生した債権でなくても権利を行使できます。例えば、工事会社さんが、元請けの会社から材料の供給を受けていたとして、別件の工事代金を元請けの会社が払ってくれない場合、留置権を行使できるのです。

その他、取引先が破産した場合にも一定の保護が商事留置権には与えられているなど、注目すべき点がありますので、今後ご紹介していきます。

氏名:北詰健太郎

資格:司法書士

専門分野:企業法務

ブログ:「司法書士きたつめの企業法務ブログ」

<http://ameblo.jp/fp-kig>



司法書士きたつめの雑感
だいぶ朝晩は冷え込んできましたね。もう北海道のあたりでは、紅葉も始まったらしいので、猛暑とも別れできるのでしょうか。しかし、今年の猛暑には本当に苦しめられました。通勤路を歩くのが本当に辛くて、会社についたらもう汗だくという状態でした。来年の夏は事務所にシャワーがつけられるように、仕事を頑張ろうと思います。

大阪市中央区内本町一丁目1番1号 OCTビル3階

司法書士法人F&Partners

TEL:06-6944-5335 FAX:06-6944-5336

ご注意: このニュースレターの情報はその内容の正確性・妥当性の確保に務めていますが、それを保証するものではありません。このニュースレターの情報をご利用になられたことによって生じたいかなる損害につきましても、弊事務所は一切の責任を負いませんのでご注意ください。法律相談は司法書士法第3条に定める範囲に限ります。